

小松市立学校PTA連合会

こども保険だより

第4号

2013年3月1日発行

「示談交渉サービスが備わり さらに充実した制度に」

会長 鹿田 稔夫

皆様には、日頃よりPTA活動に多大なるご支援ご協力を賜り、心から感謝御礼を申し上げます。

さて、小松市立学校PTA連合会が運営しております「小中学生総合補償制度（自転車、こども総合保険）」につきまして朗報をお伝え致します。平成25年度より本補償制度で多くご利用いただいております個人賠償責任補償に、「示談交渉サービス」が付帯されることになりました。これにより万一の賠償事故があった場合、従来と比べて契約者の負担が軽減され、よりスピーディな交渉が実現されます。

また、本制度の自動継続システムにつきまして裏面に詳しく表記致しました。是非ご参照下さい。本制度がより多くの保護者の方々にとりまして有益なものになればと願っております。よろしくお申し込み申し上げます。

平成25年度版
団体割引適用・健康・医療相談サービス無料セット

小松市立学校PTA連合会 「小・中学生総合補償制度」のご案内

(こども総合保険・自転車総合保険)

◆お知らせ◆
保護者の皆さまへ、お子様の入学・ご進級にあたってご案内いたします。新学年よりPTA活動にご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

ご所属の学期にご案内しております「小・中学生総合補償制度」も見直しを行いました。毎年の約6,000名近い会員が補償に加入しております。

また昨年度は約600名、前500万円の保険金交付(3日2割)があり、会員の皆様のご協力と御礼申し上げます。

時令、お子様の活動範囲がますます広がる中で、24時間・日本国内外を問わず「個人賠償責任補償」や「健康・医療相談サービス」の重要性が、「責任追跡補償」や「健康・医療相談サービス」の重要性が、お子様の万一の場面のサポートとしてお役にたかるとの認識が深まっております。

ぜひこの機会にご加入されることをお勧めいたします。実施から、お子様の健やかな成長を心より祈申し上げます。

小松市立学校PTA連合会 会長 鹿田 稔夫

① **親心プラン**
日常生活での事故でこどもがけがした際の医療費や通院費を最大1,000万円まで補償します。
【B・BW・V・VWプランに付帯】

② **地震・噴火・津波補償プラン**
24時間・年中無休
地震・噴火・津波によるケガや財産を最大1,000万円まで補償します。
【V・VWプランに付帯】

健康・医療相談サービスも充実！

学校提出締切日	補償開始日 (保険期間は1年間)	年額制度掛金 口座引落し日	加入者証送付時期 (郵送でお届け)
学校の提出日に お届ください	5月8日(水) 年明け1月1日(日)	6月27日(木)	6月中有償 (ご自宅へ)

※本会の補償は、ご加入の補償範囲内において、ご本人またはご家族が「契約者」(「任意参加者」)として加入される必要があります。また、ご加入の補償範囲内において、ご本人またはご家族が「契約者」(「任意参加者」)として加入される必要があります。また、ご加入の補償範囲内において、ご本人またはご家族が「契約者」(「任意参加者」)として加入される必要があります。また、ご加入の補償範囲内において、ご本人またはご家族が「契約者」(「任意参加者」)として加入される必要があります。

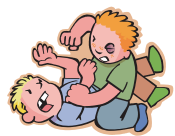
new 個人賠償責任補償に示談交渉サービスが備わります

個人賠償責任補償とは？

個人賠償責任補償とは、日常生活中にお子さまやそのご家族が、あやまって他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償費用や訴訟費用などをお支払する補償です。

【事故例】

- *自転車で歩行者に衝突し、ケガ・死亡させた。
- *ベランダから落とした物が歩行者に当たった。
- *子どもがケンカをして相手にケガをさせた。
- *飼い犬が歩行人に噛み付いた。
- *子どもが友人宅のテレビにぶつかって壊した。



示談交渉サービスとは？

賠償事故の際、ご自身が直接被害者と交渉しなければいけないところを、自分に代わって保険会社が相手と折衝してくれるサービスで、被害者との交渉や過失割合、損害賠償金、慰謝料の算定など全て一括してとり行ってくれます。



これは便利！

参考

一事故あたりの各プラン支払限度額

プラン	J	B・BW	A・AW	S・SW	V・VW
限度額	2,000万円	5,000万円	1億円	1億円	1億円

おすすめします

自動継続システム

※ プランの変更等各種変更手続きはこの書類でしか出来ません

ご加入の皆様のもとに、継続案内が3月上旬より順次発送されております。
必ず開封していただき、ご確認下さいませようお願い申し上げます。
(中学卒業まで補償のため中学3年生の方には発送されません)



このような封書にてご案内しております。

① 昨年と同じ内容でご継続される場合

お手続きは不要です。このまま自動的に継続いたします。

② 加入プランの変更 住所の変更(小松市内) の場合 扶養者の変更

Jプラン加入の方で、自転車以外での
事故報告が多発しています。
是非この機会に総合タイプ(B,A,S,V,
BW,AW,SW,VW)への変更をご検討
下さい。

継続案内の中に入っている返信用
ハガキにて必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。

◎ご変更後の新プランの補償開始は5月8日午後4時からとなります。

◎ご変更後の新プランの保険料は6月27日にご契約時にご提出いただきました口座より
自動引落となります。

③ 中学へ進学される場合



進学先の中学校名の登録の必要があります。
進学してもプラン等同じ内容で自動継続されます。
必ずご返信下さいませようお願い致します。

継続案内の中に入っている返信用ハガキにて必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。

④ 引落口座を変更したい場合

継続案内の中に入っている返信用ハガキにて
必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。
変更するための所定の用紙をお送りいたします。

お手続きが遅れますと変更できない場合がございます。早めにご対応下さいませようお願い致します。

⑤ 小松市外へ引越する場合・小松市立以外の小中学校へ通学する場合

この補償制度は小松市立学校の小中学生が対象となっております。小松市立以外の小中学校へ
通学される場合は、対象外となるため、ご継続できません。
ご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。補償されないのに、加入状態となってしまいます。

⑥ ご継続をしない場合

同封の返信用ハガキにて、必要事項をご記入・
ご捺印の上、ご返信下さい。

※⑥番のお手続きをされないと、5月8日よりご加入のプランにて2013年度の補償内容で継続されます。

はがきの締切は4月19日必着です。遅れますとはがきでの変更、または非継続のお手続きが
できません。所定の用紙にご記入・ご捺印をしていただく必要があります。
毎年4月に学校よりパンフレットが一斉配布されます。新規加入の方のみ申込書をご記入いた
だく事になっております。

申込書や提出封筒にて住所変更、プラン変更、継続しない等の変更は受け付けておりません。

～自動継続システム具体例～

- *プランをJからAプランにかえたい → 上記②参照
- *昨年と同じプランで継続 → 上記①参照
- *引越して住所が変わった(小松市内) → 上記②参照
- *引落口座をかえたい → 上記④参照
- *引越して住所が変わった(小松市外) → 上記⑤参照
- *中学校へ進学する → 上記③参照
- *継続しない → 上記⑥参照